

農林水産省の環境配慮の取組

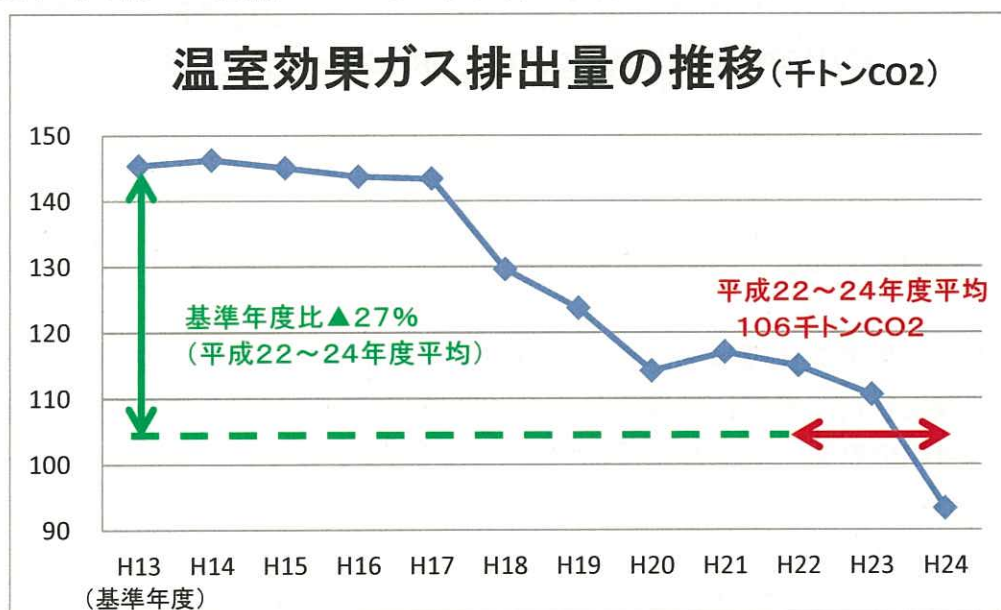
1. 農林水産省における温室効果ガス排出量抑制への取組

政府は、自らが率先して地球温暖化対策を推進するため、「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づき、「政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の抑制等のため実行すべき措置について定める計画」（平成19年3月30日閣議決定）及び「政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の抑制等のため実行すべき措置について定める計画の実施要領」（平成19年3月30日地球温暖化対策推進本部幹事会申合せ）を策定し、各種取組を進めてきたところです。

○ 温室効果ガス排出量抑制の取組

農林水産省では温室効果ガスの排出削減を進めるため、「農林水産省がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の抑制等のため実行すべき措置について定める実施計画（平成19年8月14日農林水産省決定）」を策定し、日常の業務等における省CO₂及び省エネルギー・省資源の取組を推進してきました。

計画では、温室効果ガスの総排出量を平成13年度比で、平成22年度から平成24年度までの期間に平均で10%以上削減することを目標としており、取組の結果、農林水産省における平成24年度の温室効果ガス総排出量は約93千トンCO₂で、平成13年度に比べ平成22～24年度平均で約27%削減したことから目標を達成しました。



<平成25年度からの取組>

平成25年3月15日地球温暖化対策推進本部において、「当面の地球温暖化対策に関する方針」が決定され、「政府は、新たな地球温暖化対策計画に即した新たな政府実行計画の策定に至るまでの間においても、現行の政府実行計画に掲げられたものと同等以上の取組を推進する」とされたことから、従来の「京都議定書目標達成計画」及び「政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の抑制等のため実行すべき措置について定める計画（政府の実行計画）」に基づく取組と同等以上の取組を進めているところです。

2. 公用車へのバイオ燃料の導入

農林水産省では、バイオ燃料の利用を自ら率先して実践することが重要であると考え、平成19年10月1日から大臣が使用する公用車をはじめ、農林水産省本省の公用車17台にバイオ燃料の導入を開始し、平成20年4月からはマイクロバス1台（軽油）を除く全ての公用車にバイオ燃料を導入しました。なお、平成24年度は56,456リットルのバイオ燃料を使用しました。

3. グリーン購入の推進

グリーン購入とは、製品やサービスを購入する際に、環境を考慮して、必要性をよく考え、環境への負荷ができるだけ少ないものを選んで購入することです。また、これは消費生活など購入者自身の活動を環境にやさしいものにするだけでなく、供給側の企業に環境負荷の少ない製品の開発を促すことで、経済活動全体を変えていく可能性を持っています。

○ グリーン購入の取組

農林水産省では「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）」に基づき、物品を調達する場合には、できる限り環境への負荷の少ない製品を調達するとともに、間伐材等の木材又は合法性が証明された木材を使用した製品やバイオマス製品などを積極的に調達することとしています。なお、平成24年度の購入実績については、ホームページにて別途掲載しています。

4. グリーン契約の推進

政府は、温室効果ガス等環境への負荷の原因となる物質の排出削減を図るため、契約の段階において環境負荷の低減に配慮する基本方針を平成19年12月7日に閣議決定し、温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に努めています。

○ グリーン契約の取組

農林水産省では「国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（グリーン契約法）」に基づき、電力の供給を受ける契約（裾切り方式）、自動車の購入に係る契約（総合評価落札方式）、省エネルギー改修事業に係る契約（ESCO事業）、建築物に係る契約（環境配慮型プロポーザル方式）など可能なものから温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の締結を行うこととしています。なお、平成24年度の契約実績については、ホームページにて別途掲載しています。また、平成25年度からは産業廃棄物の処理に関する契約も対象となっております。

5. 農林水産省における木材利用拡大への取組

平成22年10月に施行された「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」では、国は自ら率先して公共建築物における木材利用に努めるなどの主導的な役割が求められています。

また、同法では、各省庁が「公共建築物における木材の利用の促進に関する計画」を定めることとされています。

農林水産省では、これまでも、庁舎営繕や公共土木工事、補助事業対象施設、机等の備品、コピー用紙、間伐材を使った飲料用紙製缶（カートカン）等の消耗品において木材の利用を進めていますが、平成22年12月、従来の計画に、①10年後の木材自給率50%以上を目標とすること、②低層の公共建築物は原則木質化、高層・低層にかかわらず、内装等を木質化とすることを追加した「新農林水産省木材利用推進計画」を策定しました。

この計画に基づき、「先づ隗より始めよ」という諺にもあるように、農林水産省及び関係機関を挙げて、これまで以上に木材利用の推進に取り組みます。

また、この取組を政府全体の取組に広げ、さらには、地方公共団体や民間企業、消費者まで浸透させる観点から、関係者に対し積極的に働きかけています。

なお、平成24年度における木材・木製品の導入等の状況は、次のとおりです。

○ 平成24年度の実施状況

○ 庁舎の営繕等における木造化・内装木質化の推進

- ・ 庁舎を木造で新改築 9施設
- ・ 内装を木質化 14施設

<庁舎木造化の事例>



○ 木製品の導入の推進

- ・ 木製の事務机・会議机・書棚の導入 563台
- ・ 間伐材コピー用紙の使用 約352百万枚
- ・ 間伐材封筒の使用 約420万枚
- ・ 間伐材名刺用紙の使用 約18万枚
- ・ 間伐材フラットファイルの使用 約25万枚
- ・ 間伐材チューブファイルの使用 約5万冊
- ・ 間伐材印刷用紙の使用 約6百万部
- ・ 飲料用紙製缶の使用 約7千本

(林野庁調べ)

<内装木質化の事例>



<間伐材コピー用紙>



<カートカン（飲料用紙製缶）>



6. 環境管理システム ISO14001

(1) 環境管理システムの概要

農林水産省では、農林水産分野の施策における環境配慮と同時に、農林水産省自身も一事業者として、省エネルギーやリサイクル等を通じて率先して環境配慮に取り組むことが必要であると考えています。そこで、平成18年3月に農林水産省本省庁舎（合同庁舎1号館）を対象として環境管理システムの国際規格であるISO14001の認証を取得しました。

農林水産省の環境管理システムでは、紙、ごみ、電気等の「環境に直接影響を及ぼす事務事業に関する事項」を対象とするほか、環境に間接的に影響を及ぼす業務として、「農林水産施策の企画・立案に関する事項」についても管理の対象として、「農林水産環境政策の基本方針」を踏まえた施策の進捗状況などについても、この仕組みの中で点検していくこととしています。

○ 環境管理システムの認証取得の意義

- ① 持続可能な循環型社会の構築に向けて、一事業者として、省エネルギーやリサイクル等を通じて、率先して環境負荷の低減等の責務を果たします。
- ② 職員の環境保全に関する意識の向上により、環境保全を重視した施策を一層推進します。
- ③ 農林水産施策について国民の理解と協力を得るとともに、省エネルギーや省資源の取組についても社会全体への普及を牽引します。



○ 農林水産省本省における環境管理システムの体系

農林水産省の環境管理システムでは、最高責任者（農林水産大臣）が定めた「農林水産省の環境方針（平成17年12月6日決定）」（参考1）において、環境管理システムの運用を通じて取り組む環境配慮及び環境保全に関する行動の基本的方向を示しています。

また、環境に影響を与える農林水産省のすべての事業活動の要素（環境側面）とともに（参考2）、環境側面に適用される法令等に基づき遵守すべき事項を調査しています（参考3）。

これらを踏まえ、「環境目的」、「環境目標」及び「実施計画」を定め（参考4）、定期的に環境管理システムが適切に実施・維持されているか監視・測定し、環境管理システムの見直しを行っています。

農林水産省環境管理システムの適用対象となる区域は、農林水産省本省庁舎（合同庁舎1号館）であり、対象となる組織は農林水産省本省及び外局の内部部局並びに農林水産技術会議事務局です。

農林水産省の組織図は、以下のとおりです。

[illegible]

5

(2) 平成24年度の環境目標の達成状況（実績と評価）

① 環境に直接影響を及ぼす事務事業

農林水産省環境管理システムでは、公用車の燃料使用量などの8項目について環境目標を設定し、環境負荷の軽減に取り組んでいます（H16年度を基準とする達成目標）。

平成24年度の実績では、通年で環境目標が設定されている全ての項目（7項目）において目標を達成しており、特に「可燃ごみ排出量」で大幅な削減を果たしています。また、削減が進まなかった「用紙類使用量」についても、昨年度に続き目標を達成しております。

一方、「暖房用蒸気使用量」については、稼働時間の見直しなどの対応を行ったものの、例年に比べ気温が低かったことなどから削減目標を達成することができませんでした。今後とも、執務室内の適正な温度設定に配慮しつつ、可能な限り、暖房用蒸気使用量の抑制に取り組んでいきます。

平成24年度の実績は、以下のとおりです。

目標項目	単位	16年度実績 (基準年度)	目標		平成24年度実績	
			16年度比	目標値	目標値比 (前年度比)	実績値 (前年度実績値)
公用車燃料 使用量	リットル	95,735	76%以下	72,708	78% (85%)	56,456 (66,082)
都市ガス 使用量	m3	143,901	73%以下	105,371	91% (97%)	95,380 (98,394)
用紙類使用量	トン	666	80%以下	533	86% (91%)	457 (503)
廃棄物 排出量	トン	608	40%以下	241	80% (107%)	193 (180)
可燃ごみ 排出量	トン	538	31%以下	166	70% (114%)	116 (102)
電気使用量	千kWh	10,197	85%以下	8,641	87% (101%)	7,543 (7,461)
暖房用蒸気 使用量	m3	3,678	90%以下	3,310	110% (79%)	3,643 (4,613)
上水使用量	m3	99,226	90%以下	89,303	81% (94%)	71,998 (76,468)

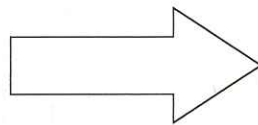
【環境に直接影響を及ぼす事務事業の取組例】

○ 太陽光で発電した電気を生ゴミ処理機で利用

農林水産省の屋上には太陽光発電設備を設置しており、当該設備で発電した電気を省内の食堂から発生した生ゴミを堆肥化する機械で使用しています。



屋上を利用した太陽光発電
(平成14年10月設置)



生ゴミ処理機



堆肥は千葉県の畜産組合で
利用されています。

○ LED照明を導入

正面玄関のエントランスホール、廊下の一部等にLED照明を導入しています。

＜LED化＞

本館 4, 5階廊下

北別館 2～8階廊下

別館 1～8階廊下

本館給湯室



② 農林水産施策の企画・立案

環境に間接的に影響を及ぼす事務事業として、環境保全型農業の推進、森林吸収源対策の推進、藻場・干潟の保全・造成の推進、食品リサイクルの推進、容器包装リサイクルの推進等に関する農林水産施策の企画・立案について、環境保全や環境に配慮した目標・実施計画を設けて定期的に監視・測定を行っています。

監視・測定の結果、農林水産施策の企画・立案については、適切に維持されていることを確認しました。

監視及び測定に係る達成の評価結果の概要は、以下のとおりです。

※評価結果の詳細は、次頁以降に掲載しております。

	不適合	注 意	適 合	合 計
18年度	0	1	88	89
19年度	0	4	86	90
20年度	0	1	89	90
21年度	0	0	91	91
22年度	0	1	88	89
23年度	0	1	83	84
24年度	0	2※	88	90

※同一施策であるが、環境目的が異なるため2件としてカウント

【不適合】

目標の達成が困難であり、文書により是正処置を要求することが適当と認められる事項

【注意】

目標の達成に課題があり、不適合が発生しないよう予防措置を検討することが適当と考えられる事項

平成24年度 環境目的及び環境目標並びに実施計画登録表(農林水産施策の企画・立案)

環境目的	環境目標	実施計画	課	監視・測定 結果	達成の評価
【水・土壌環境保全】 ○ 国土の約8割を占める森林や農地は、雨水を蓄え、浄化し、河川への急速な流入を抑制している。周辺沿岸の漁場・干潟では海藻や貝類等の生き物が水を浄化している。このような森林、農地・農業用水、漢場・干潟の機能を維持・向上していく。 ○ 他方、肥料、農薬や家畜排せつ物、養殖業の飼料等は、水環境への負荷の原因となり得るものである。これらが原因となる環境負荷の低減を推進する。	【健全な森林の育成】 ① 水源涵養、山地災害の防止等森林の有する多面的機能を持続的に発揮させる森林の整備や保全を推進する。 ② 災害に強い国土基盤の形成や良質な水の安定供給を確保する観点から、高齢級の森林への移行、広葉樹の導入等による複層林の造成を推進するなど、森林の整備や保全を着実に推進する。	○森林・林業基本計画、森林整備保全事業計画及び京都認定書目標達成計画に基づき、森林整備事業を推進する。 【施策の内容】 水源涵養機能、山地災害防止機能の維持増進に資する植栽、間伐、育成複層林への移行等を推進するとともに、これに必要な路網を整備。	林野庁 計画課 整備課 業務課	目標・計画とも適合(要検討)	適合
		○森林・林業基本計画、森林整備保全事業計画及び京都認定書目標達成計画に基づき、水源地域等保安林整備事業(治山事業)を推進する。 【施策の内容】 水資源確保上重要な水源地域の森林について、広葉樹の導入等による複層林及び針広混交林と湧流域の環境に配慮した地表水の地下への浸透を促進する施設とを一体的に整備し、安全で安心な水の量と質の双方を確保・保全。	林野庁 治山課	目標・計画とも適合(要検討)	適合
	【農地の維持・保全と安定的な用水供給機能等の確保】 農業生産と田園自然環境の基盤となっている農業用水の健全な循環を維持・増進するため、農地に対する安定的な用水供給機能及び排水条件の確保に向けた取組を推進する。 また、農業の持続的発展を通じて水源かん養をはじめとする多面的機能の発揮を図るため、良好な営農条件を備えた農地の確保に向けた取組を推進する。	○土地改良長期計画に基づき、基幹農業用水排水施設整備事業を推進する。 【実施する施策(計画等)】 ・国営かんがい排水事業(土地改良長期計画) ・補助かんがい排水事業(土地改良長期計画) 等 【施策の内容】 我が国の食料の安定的な供給を支える農業用水排水施設の機能を確保する観点から、今後とも、施設の長寿命化を図りつつ、計画的・機動的な更新整備に取り組むとともに、それらを担う管理体制の整備を行う。	農村振興局 水資源課 農地資源課 防災課 土地改良企画課	目標・計画とも適合	適合
		○地域における里地や棚田等の保全を図るための取り組みを推進する。 【実施する施策(計画等)】 ・農山漁村活性化プロジェクト支援交付金 ・中山間地域総合整備事業(土地改良長期計画) 等 【施策の内容】 地域の自主性と創意工夫により、農山漁村の活性化を図る計画を支援する「農山漁村活性化プロジェクト支援交付金」などにより、地域における里地や棚田等の保全を図るための取り組みを推進する。	農村振興局 中山間地域振興課 農村整備官	目標・計画とも適合	適合
		○土地改良長期計画に基づき、特定中山間保全整備事業を推進する。 【実施する施策】 ・特定中山間保全整備事業 【施策の内容】 森林及び農用地の一体的整備により、農林業の振興と水源かん養等公益的機能の維持増進を図る。	農村振興局 農地資源課	目標・計画とも適合	適合
		○地域の実情を踏まえた多様な遊休農地活用を促進する。 【実施する施策】 ・農山漁村活性化プロジェクト支援交付金 【施策の内容】 地域の自主性と創意工夫により、農山漁村の活性化を図る計画を支援する「農山漁村活性化プロジェクト支援交付金」により、地域の実情を踏まえた多様な遊休農地活用を促進する。	農村振興局 農村計画課 農村整備官	目標・計画とも適合	適合
	【農山漁村地域の水質改善】 農山漁村地域における脱注化の進展等による水質の悪化に対処し、引き続き農業集落や漁業集落における排水施設の整備等を推進し、農山漁村地域の水質を改善。この場合、都道府県が策定する汚水処理に関する「都道府県構想」に基づき、農業集落排水、漁業集落排水、下水道、浄化槽が連携して効率的に施設の整備を推進する。 (農業集落排水処理人口普及率 平成28年目標:概ね65%)	○土地改良長期計画に基づき、農業集落排水施設の整備を推進する。 【実施する施策(計画等)】 ・農業集落排水事業(土地改良長期計画) 【施策の内容】 農業用水排水の水質汚濁を防止することにより、農村地域の健全な水循環の維持するとともに、農村における良好な生活環境を確保し、併せて公共用水域の水質保全に寄与するため、農業集落排水施設の整備を推進する。	農村振興局 農村整備官	目標・計画とも適合	適合
		○土地改良長期計画に基づき、水質保全対策を推進する。 【実施する施策(計画等)】 ・水質保全対策事業 等(土地改良長期計画) 【施策の内容】 農業用水排水の水質汚濁に起因する障害を除去し、または農業用水排水施設から公共用水域への排出される水質を改善するため、水質浄化施設等の整備を推進する。	農村振興局 防災課 水資源課	目標・計画とも適合	適合
		○漁港及び漁場等の海域の水質を保全、改善を図るため漁業集落排水施設の整備を推進する。 【実施する施策(計画等)】 ・漁業集落環境整備事業(漁港漁場整備長期計画) ・漁村再生交付金(漁港漁場整備長期計画)	水産庁 計画課	目標・計画とも適合	適合
	【関係省庁の連携による健全な水循環系構築に関する取組】 平成20年度に発足した関係省庁(内閣府、内閣官房、警察庁、総務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、防衛省)により構成される「水問題に関する関係省庁連絡会議」を通じて、水に関する関係省庁が一体となった取組を推進する。	○健全な水循環系の構築に向け、関係省庁間の連携・協力を推進する。 【施策の内容】 「水問題に関する関係省庁連絡会」等を通じ、水に関する関係省庁の施策等について情報交換、意見交換等を行う。	農村振興局 水資源課 林野庁 治山課	目標・計画とも適合 目標・計画とも適合	適合

環境目的	環境目標	実施計画	課	監視・測定 結果	達成の評価
	【環境保全を重視する農業の推進】 環境負荷の低減と物質循環を促進し、環境保全を重視する農業を推進する。 (エコファーマー・県産新規格認定件数 平成26年度末目標：34万件) (化学肥料の使用量の低減 平成24年度末目標：1,303,400純成分トン)	○農業環境規範の普及・定着を推進。 【施策の内容】 新たな食料・農業・農村基本計画に基づき農業者が環境保全に向けて最低限取り組むべき事項を取りまとめ、平成17年3月に策定した「環境と調和のとれた農業生産活動規範（農業環境規範）」の普及・定着を推進。	生産局 農業環境対策課	目標・計画とも適合（要検討）	適合
		○環境と調和した持続的な農業生産を推進するための条件整備。 【実施する施策】 強い農業づくり交付金 【施策の内容】 環境と調和した持続的な農業生産を推進するために必要な共同利用機械・施設等の整備を支援。	生産局 農業環境対策課	目標・計画とも適合	適合
		○持続性の高い農業生産方式の導入の促進。 【施策の内容】 持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律に基づき、土づくりと化学肥料、化学合成農薬の使用低減に一体的に取り組む農業者を認定し（エコファーマー）、金融上の支援や計画達成のための指導・助言などの支援措置を講じることにより、持続性の高い農業生産方式の導入を促進する。	生産局 農業環境対策課	目標・計画とも適合（要検討）	適合
		○地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い営農活動の推進 【施策の内容】 化学肥料・化学合成農薬を原則5割以下低減する取組とセットで行う地球温暖化防止や生物多様性保全等に効果の高い営農活動を支援。	生産局 農業環境対策課	目標・計画とも適合（要検討）	適合
		○化学肥料、農薬を使用しないことを基本とする有機農業の推進 【施策の内容】 有機農業推進法に基づき、平成19年4月末に策定した有機農業の推進に関する基本的な方針について周知徹底に努める。	生産局 農業環境対策課	目標・計画とも適合	適合
		○総合的病害虫・雑草管理（IPM）の普及推進 【施策の内容】 病害虫の発生予測情報に基づいて、化学的防除、生物的防除および物理的防除を適切に組合せ、環境負荷を軽減しつつ病害虫の発生状況を経済的負担が生じるレベル以下に抑制する総合的病害虫・雑草管理（IPM）の普及・推進を図る。 また各都道府県は、国が作成した11作物の実践指標モデルを基に、地域の実情に配慮しつつ、農業者自らがIPMの達成度をチェックできるIPM実践指標を策定するとともに、モデル地区での地域育成に取り組む。	消費・安全局 植物防疫課	目標・計画とも適合	適合
	【家畜排せつ物の適正管理】 家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律に基づく家畜排せつ物の管理の適正化を徹底する。 (「家畜排せつ物法」が平成16年11月1日に本格施行となり、一定規模以上の畜産農家に対し、家畜排せつ物の管理施設の床をコンクリート等の不透透性素材とし、適当な覆いと側壁を設けることなどその適正化管理を定めた同法の「管理基準」が適用されている。)	○家畜排せつ物処理のための施設等の整備を推進する。 【実施する施策（計画等）】 ・産地活性化総合対策事業のうち産地収益力向上支援事業（地域バイオマス支援地区） 【施策の内容】 農業者団体等が行う畜産農家と耕種農家の連携による地域内の家畜排せつ物の利活用に向けた取り組みの推進及び家畜排せつ物の利活用施設等の整備。	生産局 畜産企画課	目標・計画とも要監視	注意
	【持続可能な養殖業の推進】 養殖業による漁場環境の悪化を防止するため、漁場改善計画の策定等を通じて飼料等による水質、底質への負荷の低減を促進する。	○漁場環境に配慮した持続的な養殖の展開 【実施する施策】 ・クロマグロ養殖用飼料高度化促進事業 【施策の内容】 生餌に替わる漁場環境負荷が低く、かつ、成長等のよい養殖用人工配合飼料の開発・普及を実施する。	水産庁 栽培養殖課	目標・計画とも適合	適合
	【漁場・干潟の造成等】 海藻類や貝類等の生息生物による水質浄化等環境保全効果を有する漁場・干潟の保全・造成を推進する。 (平成24～25年度に概ね5,500haを保全・造成)	○「豊かな海の森づくり」関係施策を推進する。 【実施する施策（計画等）】 ・水産基盤整備事業（漁港漁場整備長期計画） ・環境・生態系保全対策 【施策の内容】 水産生物の良好な生息生育の場であるのみならず、水質浄化機能を有する漁場・干潟等の保全・創造を強力に推進する。 漁業者や地域の住民等が行う、漁場・干潟等の機能の維持・回復に資する保全活動を支援する。	水産庁 計画課	目標・計画とも適合	適合
【地球温暖化対策】 ○植物は光合成により大気中の二酸化炭素を吸収することにより炭素を固定する。これを農林水産物として消費しても正味の二酸化炭素を増加させないカーボン・ニュートラルな性質を持っている。特に、森林・木材は、二酸化炭素の吸収源・貯蔵庫として地球温暖化対策上重要な役割を果たしている。	【地球温暖化対策としての森林整備の推進、木材・木質バイオマス利用の推進等】 ①適切な森林の整備及び保全を推進する。 京都議定書に係る森林吸収目標1300万炭素トン達成するため、平成19年度以降6年間、毎年55万haの開伐を推進する。	○森林・林業基本計画、森林整備保全事業計画及び京都議定書目標達成計画に基づき、抜き伐りを繰り返しつつ徐々に更新を行う長期育成循環型（森林整備事業）の積極的な推進により、復旧林への誘導・造成を促進する。	林野庁 整備課 業務課	目標・計画とも適合（要検討）	適合

環境目的	環境目標	実施計画	課	監視・測定結果	達成の評価
○ 一方、二酸化炭素の排出者としての農林水産業、食品産業における排出削減を推進する。また、食料、木材等の生産から流通・消費までの間の排出削減を推進する。		○京都議定書森林吸収目標達成のため、平成19年度以降6年間、毎年55万haの開伐を推進し、その推進のための条件整備、開伐材の利用促進を一体的かつ総合的に取り組む。 【実施する施策（計画等）】 ・森林整備事業、治山事業（森林整備保全事業計画及び京都議定書目標達成計画） ・森林・林業・木材産業づくり交付金（森林・林業基本計画及び京都議定書目標達成計画）	林野庁 治山課 整備課	目標・計画とも適合（要検討）	適合
		○森林・林業基本計画、森林整備保全事業計画に基づき、水源地域等保安林整備事業（治山事業）を推進する。 【施策の内容】 水源地域において、自然災害等により機能が低下した保安林について、広葉樹の導入等による複層林及び針広混交林の造成等を促進し、森林の復旧・再生を図る。	林野庁 治山課 業務課	目標・計画とも適合（要検討）	適合
② 森林整備を通じて供給される国産材の利用を推進する。 （国産材供給・利用量 平成21年実績：18万m ³ 、平成32年目標：3.9万m ³ ）		○森林・林業基本計画及び京都議定書目標達成計画に基づき、国産材の安定供給や木材産業の体制整備に関する事業及び地域材利用の推進に関する事業を実施し、木材・木質バイオマスの利活用を促進する。 【実施する施策】 ・地域材供給増進事業 ・森林・林業・木材産業づくり交付金のうち木材利用及び木材産業体制の整備推進 【施策の内容】 ・「森林・林業基本計画」に基づき、国産材の安定供給や利用拡大を図るため、地域における原木の安定供給への取組や木材産業活性化への支援、公共建築物や住宅等への地域材利用、「木づかい運動」による普及啓発や木質バイオマスの利用促進のための取組を実施。 ・地域材を活用する木材加工施設や木造公共建築物の整備、未利用開伐材等の効率的な収集・運搬に資する機械や木質バイオマスエネルギー利用施設等の整備を実施。	林野庁 企画課 経営課 木材産業課 木材利用課 計画課	目標・計画とも適合（要検討）	適合
③ 「緑の雇用」等により森林整備の担い手を確保・育成する。		○森林・林業基本計画及び京都議定書目標達成計画に基づき、「緑の雇用」等の関係施策を実施し、林業就業者の確保・育成を図る。 【実施する施策】 ・「緑の雇用」現場技能者育成対策事業 ・林業担い手等の育成確保（森林・林業・木材産業づくり交付金） 【施策の内容】 「緑の雇用」等により、これからの森林・林業に必要な人材として、開伐や路網作設等を適切に行える現場技能者を段階的かつ体系的なカリキュラムにより育成するとともに、林業労働災害防止のためのセミナー等を実施。	林野庁 経営課	目標・計画とも適合（要検討）	適合
		○森林・林業基本計画及び京都議定書目標達成計画に基づき、国民参加の森林づくり活動を推進する。 【実施する施策】 ・森林・林業・木材産業づくり交付金 ・日本を森林で元気にする国民運動総合対策 【施策の内容】 緑化行事の開催、企業やNPO等の森林整備・保全活動のサポート体制の整備等を通じて「国民参加の森林づくり」を推進。	林野庁 計画課 研究・保全課	目標・計画とも適合	適合
		○森林・林業基本計画及び京都議定書目標達成計画に基づき、望ましい林業構造の確立と特用林産の振興を推進する。 【実施する施策】 ・望ましい林業構造の確立（森林・林業・木材産業づくり交付金） ・特用林産の振興（森林・林業・木材産業づくり交付金） 【施策の内容】 高性能林業機械の導入等による効率的な林業生産体制の早急な確立及び特用林産生産基盤の整備等による担い手の定着促進と山村再生を推進。	林野庁 経営課	目標・計画とも適合	適合
【農林水産業による温室効果ガスの発生抑制のための技術開発】 農林水産業による温室効果ガスの発生を抑制する技術の開発を促進する。		○農林水産分野における地球温暖化対策のための緩和及び適応技術の開発を行う。 【施策の内容】 農林水産分野における温室効果ガスの発生・吸収メカニズムの解明を行うとともに、温室効果ガスの排出を削減させる技術、森林や農地土壌などの吸収機能を向上させる技術、アジア地域の熱帯林の森林減少・劣化対策支援システムの開発を行う。また、農林水産分野における温室効果ガスのモニタリングを行うとともに、最新の気候変動モデルを用いた精度の高い収量・品質予測モデル、水質源予測モデルを開発し、影響評価を行う。さらに、影響評価に基づき、温暖化の進行に適応した生産安定技術及び高温や乾燥等に適応する品種の開発を行う。	農林水産技術会議事務局 研究開発官（環境）室	目標・計画とも適合	適合
		○船舶等環境保全・安全推進技術開発事業を推進する。 【施策の内容】 二酸化炭素排出の大幅な削減に資する省エネルギー効果の高い電動船舶の開発等を支援。	水産庁 研究指導課	目標・計画とも適合	適合

環境目的	環境目標	実施計画	課	監視・測定 結果	達成の評価
	【農林水産業による温室効果ガスの発生抑制対策】 農林水産業による温室効果ガスの排出削減を促進する。	○農業生産分野における温室効果ガス排出削減を促進する。 【実施の内容】 施設園芸用省エネルギー設備の導入や全国農地土壤炭素調査の取組等を支援する。	生産局 農業環境対策課	目標・計画とも適合	適合
		○小水力等発電の再生可能エネルギーの導入に向けた計画作成を平成28年度までに約1,000地域で着手する。 【実施の内容】 農業水利施設を活用した小水力等発電導入の可能性の高い地点を明らかにするとともに、小水力等発電導入に係る調査設計、協議調整、設備導入等の取組への支援を行う。	農村振興局 農村整備官	目標・計画とも適合	適合
		○農林水産分野における「CO2の見える化」を推進する。 【実施する施策】 農林水産分野における地球環境対策推進手法開発事業のうち「CO2の見える化」データベース整備事業 【実施の内容】 農林水産関係者が自らの温室効果ガス排出量を正しく把握するための各種データを調査し、実際に「CO2の見える化」に取り組むための環境を整備する。	大臣官房 環境政策課	目標・計画とも適合	適合
		○クレジット制度を活用した農山漁村地域の振興の展開 【実施の内容】 農林水産分野における温室効果ガス排出削減・吸収活動の推進に係るクレジット制度の普及を図るとともに、クレジット制度を活用した農山漁村地域の振興を図る施策について検討する。	大臣官房 環境政策課	目標・計画とも適合	適合
	【食品産業における温室効果ガスの発生抑制対策】 省エネルギー対策、燃料転換等により、二酸化炭素の排出削減を推進する。	○食品産業における温室効果ガス排出削減の取組を推進する。 【実施する施策】 食品事業者環境対策推進支援事業 【実施の内容】 食品産業の事業者等に対して、温暖化対策の重要性や取組事例等を普及啓発することにより、温室効果ガス削減への取組を促す。	食料産業局 バイオマス循環資源課	目標・計画とも適合（要検討）	適合
【物質循環の確保】 ○ 廃棄物の発生を抑制し、限りある資源を有効活用する循環型社会の形成に向けて、自然の恵みによりもたらされ、持続的に再生可能な資源であるバイオマスの 総合的な利活用を「バイオマス活用推進基本計画」に基づき推進する。また、地域住民の主体的な取組による地域内物質循環を促進する。 ○ また、環境負荷の低減とたい肥を利用した土づくりによる物質循環を促進し、環境保全を重視する農業を推進する。	【バイオマスの総合的な利活用の推進】 バイオマスの利用量 平成32年目標：約2600万炭素トン	○「バイオマス活用推進基本計画」に基づきバイオマスの総合的な取組を推進する。 【実施する施策】 （国産バイオ燃料の利用促進） ・バイオ燃料生産拠点確立事業 ・ソフトセルロース利活用技術確立事業 【実施の内容】 （国産バイオ燃料の利用促進） これまでの実証で明確となった事業化に向けた課題を克服し、地域における国産バイオ燃料の生産拠点を確立するための取組を支援する。また、未利用資源である稲わら等のソフトセルロースから効率的にバイオ燃料を製造する技術を開発し、国産バイオエタノールの製造の拡大を推進する。	食料産業局 バイオマス循環資源課	目標・計画とも適合	適合
	①家畜排せつ物利用推進。 家畜排せつ物たい肥の利用 家畜排せつ物の高度利用	○家畜排せつ物利用のための施設等の整備を推進する。 【実施する施策（計画等）】 ・地域バイオマス支援地区 【実施の内容】 市町村、農協、営農集団等が行う家畜排せつ物のたい肥化施設等の整備。	生産局 畜産企画課	目標・計画とも要監視	注意
	②食品リサイクルの推進等 食品関連事業者から排出される食品廃棄物等について、安全性を確保しつつ飼料や肥料等の再資源化を推進する。 （業種別の再生利用等の実施率 平成24年度目標：食品製造業85%、食品卸売業70%、食品小売業45%、外食産業40%）	○食品リサイクル・ループなど地域資源循環システムの構築等を推進する。 【実施する施策】 ・食品リサイクル・ループ構築促進事業 ・食品廃棄物オンサイト飼料化設備導入事業 【実施の内容】 食品関連事業者、リサイクル業者、農業者等による食品リサイクル・ループや食品関連事業者による食品廃棄物の飼料化設備の導入を支援。	食料産業局 バイオマス循環資源課	目標・計画とも適合（要検討）	適合
		○エコフィード（食品残さ等利用飼料）を推進する取組を実施する。 【実施する施策】 エコフィード緊急増産対策事業 【実施の内容】 TMRセンター等における食品残さ等の飼料利用拡大や食品産業と畜産農家とのマッチング、未利用資源の飼料化のために必要な実証試験等の取組に対し支援。	生産局 畜産振興課	目標・計画とも適合（要検討）	適合

環境目的	環境目標	実施計画	課	監視・測定 結果	達成の評価
	③ 農山漁村における再生可能エネルギーの導入の推進	○農山漁村に豊富に存在する土地、水、風、熱、バイオマス等のエネルギー源を有効活用し、地域主導で再生可能エネルギーを供給する取組を推進する。 【実施する施策】 ・農山漁村再生可能エネルギー供給モデル早期確立事業 【施策の内容】 ・小水力等農村地域資源活用促進事業 農山漁村において、農林漁業者等の参画を得た再生可能エネルギー電気の供給モデルの構築を支援。 また、小水力等発電設備の導入に係る調査設計や協議調整の支援、低コスト小水力発電施設の導入等に向けた実証等の取組を支援。	食料産業局 再生可能エネルギーグループ 農村振興局 農村整備官	目標・計画とも適合（要検討） 目標・計画とも適合	適合
	④ 木質バイオマスの利用の推進 未利用木質バイオマスのエネルギー利用を推進する。	○森林・林業基本計画及び京都議定書目標達成計画に基づき、木質バイオマスエネルギー利用施設等の整備を推進する。 【実施する施策】 ・地域自主戦略交付金のうち木質バイオマス利用促進整備 【施策の内容】 地域の未利用木質資源の利用を促進するため、未利用間伐材等の効率的な収集・運搬に資する機械や木質バイオマスエネルギー利用施設等の整備を実施。	林野庁 木材利用課	目標・計画とも適合	適合
	⑤ 地域内物質循環の促進 食品廃棄物等身近なリサイクル、家畜排せつ物のたい肥利用、エネルギー利用等地域住民の主體的な取組による地域内物質循環を促進する。	○「バイオマス活用推進基本計画」に基づき地域での取組を円滑に推進するための条件整備を推進する。 【実施する施策】 ・耕作放棄地活用型バイオディーゼル実証事業 【施策の内容】 国産バイオ燃料の実用化の可能性を示すことを目的として、輸送用の石油燃料に代替又は混合可能な燃料として導入が見込まれるバイオディーゼル燃料（主に食廃油、菜種油等の植物油等をメチルエステル化等の化学処理をして製造される燃料をいう。）を対象に、原料の調達から燃料の供給まで、地域の関係者が一体となった取組を支援するとともに、バイオディーゼル燃料を対象とした取組のうち、耕作放棄地を有効活用した菜種等油糧作物の栽培試験についても支援する。 ○「バイオマス活用推進基本計画」に基づき地域での取組を円滑に推進するための条件整備を推進する。 【実施する施策】 ・革新的な研究・技術開発の推進 【施策の内容】 エネルギー生産への農山漁村の資源の活用を促進するため、稲わらや資源作物等の草本を対象として、稲わらの収集・貯蔵技術の体系化、エタノール製造に適した、高収量の資源作物等の作出、栽培や収集技術、複数の資源作物を効率的に燃料化する汎用性の高い前処理技術等の開発、林地残材を原料として、林内で利用可能なバイオ燃料を製造する液化・改質システムの開発、木質リグニンの用途拡大のためのコンクリート混和剤や炭素繊維などの材料の低コスト製造技術の開発、微細藻類からの低コストな石油代替燃料の製造技術の開発と、搾油後の残渣残さを飼料、肥料として利用する技術の開発等を実施。 ○循環型社会に対応した漁村づくりを推進する。 【実施する事業】 ・水産環境整備事業 ・漁業集落環境整備事業 ・強い水産業づくり交付金 ・農山漁村活性化プロジェクト支援交付金 【施策の内容】 風力等の自然エネルギー、バイオマス資源等を活用し、循環型社会に対応した漁村づくりを推進するため、関連事業を総合的・効率的に推進。	食料産業局 バイオマス循環資源課 農林水産技術会議事務局 研究開発官（環境）室	目標・計画とも適合（要検討） 目標・計画とも適合	適合 適合
	【環境保全を重視する農業の推進】 農業の持つ物質循環機能を生かし、生産性との調和などに留意しつつ、土づくり等を通じて化学肥料、化学合成農薬の使用等による環境負荷の軽減に配慮した持続的な農業（環境保全型農業）を推進する。 環境負荷の低減に資する観点からも、減肥基準に基づいた施肥量の低減など、農業資材コスト低減に向けた取組を推進する。また、防虫ネット等を用いた物理的な防除や天敵等を用いた生物的な防除などと化学合成農薬の使用低減とを組み合わせた総合的病害虫管理（IPM）の普及に向けた指導指針の策定を促進する。これら指針に基づき、環境保全を重視する多様な農業を促進する。 （エコファーマー累積新規認定件数 平成26年度末目標：34万件） （化学肥料の使用量の低減 平成24年度末目標：1,303,400純成分トン）	○農業環境規範の普及・定着を推進。 【施策の内容】 新たな食料・農業・農村基本計画に基づき農業者が環境保全に向けて最低限取り組むべき事項を取りまとめ、平成17年3月に策定した「環境と調和のとれた農業生産活動規範（農業環境規範）」の普及・定着を推進。 ○減肥低減等の推進 【施策の内容】 地域に適切な減肥基準の策定や施肥低減技術の導入による低コスト施肥体系の確立を図るとともに、減肥基準に基づいた施肥量の低減、土壌分析や単肥による施肥設計・施用等施肥コストの低減に向けた取組を支援。 ○環境と調和した持続的な農業生産を推進するための条件整備。 【実施する施策】 ・強い農業づくり交付金 【施策の内容】 環境と調和した持続的な農業生産を推進するために必要な共同利用機械・施設等の整備を支援。	生産局 農業環境対策課 生産局 技術普及課 生産局 農業環境対策課	目標・計画とも適合（要検討） 目標・計画とも適合（要検討） 目標・計画とも適合	適合 適合 適合

環境目的	環境目標	実施計画	課	監視・測定 結果	達成の評価
		○持続性の高い農業生産方式の導入の促進。 【施策の内容】 持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律に基づき、土づくりと化学肥料及び化学合成農薬の使用低減に一体的に取り組む農業者を認定し（エコファーマー）、金融上の支援や計画達成のための指導・助言などの支援措置を講ずることにより、持続性の高い農業生産方式の導入を促進する。	生産局 農業環境対策課	目標・計画とも適合（要検討）	適合
		○地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い営農活動の推進 【施策の内容】 化学肥料・化学合成農薬を原則5割以上低減する取組とセットで行う地球温暖化防止や生物多様性保全等に効果の高い営農活動を支援。	生産局 農業環境対策課	目標・計画とも適合（要検討）	適合
		○化学肥料、農薬を使用しないことを基本とする有機農業の推進 【施策の内容】 有機農業推進法に基づき、平成19年4月末に策定した有機農業の推進に関する基本的な方針について周知徹底に努める。	生産局 農業環境対策課	目標・計画とも適合	適合
		○総合的病害虫・雑草管理（IPM）の普及推進 【施策の内容】 病害虫の発生予察情報に基づいて、化学的防除、生物的防除および物理的防除を適切に組合せ、環境負荷を軽減しつつ病害虫の発生状況を経済的負担が生じるレベル以下に抑制する総合的病害虫・雑草管理（IPM）の普及・推進を図る。 また各都道府県は、国が作成した11作物の実践指標モデルを基に、地域の実情に配慮しつつ、農業者自らがIPMの達成度をチェックできるIPM実践指標を策定するとともに、モデル地区での地域育成に取り組む。	消費・安全局 植物防疫課	目標・計画とも適合	適合
【健全な農山漁村環境の保全】 都市と農山漁村の共生・対流、自然とのふれあいの場の提供、生物多様性・多様な生態系の保全を推進する。	【都市と農山漁村の共生・対流、自然とのふれあいの場の提供】 都市と農山漁村がお互いの地域の魅力をかち合うよう、「人・もの・情報」の行き来の促進に向けて、 ・農山漁村の豊かな自然や景観等の資源の活用により、都市との交流を進めるグリーン・ツーリズム、 ・里地・里山等居住地近くに広がる農地や森林の、自然とのふれあいの場、レクリエーションの場としての活用、 ・都市生活者に対して、緑地空間としてのやすらぎの場や自然とのふれあい・交流の場等を提供する都市農業を推進する。	○都市と農山漁村の共生・対流を促進する。 【実施する施策】 ・農山漁村活性化プロジェクト支援交付金 等 【施策の内容】 グリーン・ツーリズムを通じた都市と農山漁村の交流を促進するため、都市住民への農山漁村の情報提供と農山漁村での受入体制の整備等を推進するとともに、都市部においてやすらぎの場や交流の場を提供するための市民農園の整備等を推進する。	農村振興局 都市農村交流課 農村整備官	目標・計画とも適合	適合
		○土地改良長間計画に基づき、農村地域の総合的整備を推進する。 【実施する施策】 ・地域自主戦略交付金のうち「集落基盤整備事業」等 【施策の内容】 自治体の創意と工夫を活かした農村地づくりを支援する「集落基盤整備事業」などにより、活力ある農村地域の発展を推進するため、農業生産基盤と生活環境の総合的な整備を実施する。	農村振興局 農村整備官 水資源課	目標・計画とも適合	適合
		○地域の創造力を活かした個性ある農山漁村づくりを図るとともに、美しい景観形成の観点も含めた整備を実施することにより、魅力ある農山漁村づくりを推進する。 【実施する施策（計画等）】 ・森林・林業・木材産業づくり交付金（森林・林業基本計画及び京都認定書目標達成計画） ・森林病害虫等防除事業（森林・林業基本計画及び京都認定書目標達成計画） ・森林病害虫等防除事業地方公共団体委託（森林・林業基本計画及び京都認定書目標達成計画） ・保安林整備事業委託費（全国森林計画及び京都認定書目標達成計画） ・森林資源管理地方公共団体事業（森林・林業基本計画及び京都認定書目標達成計画） ・農山漁村活性化プロジェクト支援交付金 ・漁港環境整備事業（漁港整備整備長期計画） ・海岸環境整備事業（社会資本整備重点計画）	農村振興局 農村整備官 林野庁 研究指導課 整備課 治山課 計画課 水産庁 計画課 防災漁村課	目標・計画とも適合 目標・計画とも適合 目標・計画とも適合	適合
【生物多様性の保全及び持続可能な利用】 生物多様性をより重視した農林水産施策を推進	【生物多様性・多様な生態系の保全】 ① 優れた自然環境を有する森林の維持・保存。 自然環境の維持、動植物の保護、遺伝資源の保存等を図る上で重要な森林については、「森林と人との共生林（自然維持タイプ）」に区分し、自然環境の保全を優先した管理経営を実施する。 ② 自然環境を重視したわらづくり。 農業農村整備事業の実施に際して、環境との調和への配慮を進め、可能な限り環境への負荷や影響を回避・低減するとともに、良好な生態系や景観等を形成・維持することにより、地域の二次的自然の保全・回復を図り、地域の生物多様性の保全に向けた取組を推進する。 また、農村地域において、地域住民、NPO等の参加を得た田園自然環境の保全・再生活動の支援等の自然再生関係施策を推進する。	○国有林野の管理経営に関する基本計画に基づき、優れた自然環境を有する森林の維持・保存等、公益的機能の発揮を旨とした管理経営を推進する。 【施策の内容】 国有林野の管理経営にあたり、個々の森林を「水土保全林」、「森林と人との共生林」及び「資源の効率的利用」に類型化し、各々の区分に応じて適切に管理経営を実施。 特に自然環境の維持、動植物の保護等を図る上で重要な森林については「森林と人との共生林（自然維持タイプ）」に区分し、自然環境の保全を第一とした管理経営を推進。	林野庁 経営企画課	目標・計画とも適合（要検討）	適合

環境目的	環境目標	実施計画	課	監視・測定結果	達成の評価
	また、農林水産省本省及び地方機関において、環境省自然環境部局と連携・協力した施策を推進する。	○里山の優れた自然環境の保全を図るため、里山林の再生に関する対策を推進する。 【実施する施策（計画等）】 ・森林整備事業、治山事業（森林整備保全事業計画及び京都議定書目標達成計画） ・特用林産の振興（森林・林業・木材産業づくり交付金）（森林・林業基本計画及び京都議定書目標達成計画） ・森林総合利用推進事業（森林・林業基本計画及び京都議定書目標達成計画） 【施策の内容】 森林整備事業や治山事業をはじめ、NPO等の多様な主体による森林づくりや利用活動、竹材の利用の推進等により、里山林の再生・整備を推進。	林野庁 計画課 治山課 整備課 経営課 研究指導課	目標・計画とも適合	適合
		○農村地域の二次的自然の保全・回復を図り、良好な生態系や景観等を形成・維持する観点から、環境との調和に配慮した農業農村整備事業を推進する。 【実施する施策】 ・環境配慮の評価手法等検討調査 等 【施策の内容】 農村生態系の定量的評価手法等の検討を行い、調査計画や施工の手法の充実に努める。また農村地域の環境保全に関する基本計画の策定を推進することにより、農業農村整備事業における環境との調和への配慮の取り組みを進める。	農村振興局 設計課 農村環境課	目標・計画とも適合	適合
		○自然環境を重視したわらづくりを図るため、自然再生関連施策を推進する。 【実施する施策】 ・農山漁村活性化プロジェクト支援交付金 等 【施策の内容】 地域の自主性と創意工夫により、農山漁村の活性化を図る計画を支援する「農山漁村活性化プロジェクト支援交付金」などにより、健全で豊かな自然環境の保全・再生と活力ある農業が調和した美しいわらづくりに向けて、田園自然再生関連対策を実施する。	農村振興局 農地資源課 農村環境課 農村整備官	目標・計画とも適合	適合
		○農地・水・環境の良好な保全と質的向上を図る。 【実施する施策（計画等）】 ・農地・水保全管理支払交付金（食料・農業・農村基本計画及び経営所得安定対策等大綱） 【施策の内容】 農地・水・環境の良好な保全と質的向上を図るため、農業者に加えて地域住民、NPO等の参加を得た地域共同による農地・農業用水等の資源の日常の保全管理活動や農村環境の向上のための活動、水路等施設の長寿命化のための活動を支援する。	農村振興局 農地資源課	目標・計画とも適合	適合
		○農業環境規範の普及・定着を推進。 【施策の内容】 新たな食料・農業・農村基本計画に基づき農業者が環境保全に向けて最低限取り組むべき事項を取りまとめ、平成17年3月に策定した「環境と調和のとれた農業生産活動規範（農業環境規範）」の普及・定着を推進。	生産局 農業環境対策課	目標・計画とも適合（要検討）	適合
③ 農業生産活動に伴う環境負荷の低減。 農業生産活動に伴う環境負荷の低減を通じ、生物多様性、多様な生態系の維持等自然環境の保全に努める。 （エコファーマー登録新規認定件数 平成26年度末目標：34万件） （化学肥料の使用量の低減 平成24年度末目標：1,303,400純成分トン）		○環境と調和した持続的な農業生産を推進するための条件整備。 【実施する施策】 強い農業づくり交付金 【施策の内容】 環境と調和した持続的な農業生産を推進するために必要な共同利用機械・施設等の整備を支援。	生産局 農業環境対策課	目標・計画とも適合	適合
		○持続性の高い農業生産方式の導入の促進。 【施策の内容】 持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律に基づき、土づくりと化学肥料、化学合成農薬の使用低減に一体的に取り組む農業者を認定し（エコファーマー）、金融上の支援や計画達成のための指導・助言などの支援措置を講じることにより、持続性の高い農業生産方式の導入を促進する。	生産局 農業環境対策課	目標・計画とも適合（要検討）	適合
		○地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い営農活動の推進 【施策の内容】 化学肥料・化学合成農薬を原則5割以上低減する取組とセットで行う地球温暖化防止や生物多様性保全等に効果の高い営農活動を支援。	生産局 農業環境対策課	目標・計画とも適合（要検討）	適合
		○化学肥料、農薬を使用しないことを基本とする有機農業の推進 【施策の内容】 有機農業推進法に基づき、平成19年4月末に策定した有機農業の推進に関する基本的な方針について周知徹底に努める。	生産局 農業環境対策課	目標・計画とも適合	適合

環境目的	環境目標	実施計画	課	監視・測定結果	達成の評価
		○地域内資源を循環利用する省資源型農業確立のための研究開発を推進する。 【施策の内容】 有機資源を効果的に活用し、化学肥料の投入量を削減する技術体系、有機農業の安定生産の技術体系を提示し、地域内資源を最大限活用する省資源型農業技術の確立を目指す。また、化学農業等石油由来資材の低減のため、土壌診断・抑制技術を開発し、有用微生物を利用する技術の開発を行う。	農林水産技術会議事務局 研究統括官（食料戦略、除染）室 研究開発官（環境）室	目標・計画とも適合	適合
		○総合的病害虫・雑草管理（IPM）の普及推進 【施策の内容】 病害虫の発生予測情報に基づいて、化学的防除、生物的防除および物理的防除を適切に組合せ、環境負荷を軽減しつつ病害虫の発生状況を経済的負担が生じるレベル以下に抑制する総合的病害虫・雑草管理（IPM）の普及・推進を図る。 また各都道府県は、国が作成した11作物の実践指標モデルを基に、地域の実情に配慮しつつ、農業者自らがIPMの達成度をチェックできるIPM実践指標を策定するとともに、モデル地区での地域育成に取り組む。	消費・安全局 植物防疫課	目標・計画とも適合	適合
		○土着天敵を有効活用した害虫防除システムを開発する。 【施策の内容】 温暖化の進行に伴い害虫発生状況が大きく変化することに対応し、土着天敵の機能を最大限発揮させる防除技術の開発・体系化を行い、集落レベルのまとまった農地を単位として効率良く活用するためのシステムを開発する。	農林水産技術会議事務局 研究開発官（環境）室	目標・計画とも適合	適合
	④ 海の森づくり。 多様な水産生物にとって良好な生息・生育の場である藻場・干潟は、水質浄化等の機能を有するとともに、二酸化炭素固定により地球温暖化対策にも寄与するものであり、その保全・造成等による「海の森づくり」を積極的に推進する。	○「豊かな海の森づくり」関係施策を推進する。 【実施する施策（計画等）】 ・水産基盤整備事業（漁港漁場整備長期計画） ・環境・生態系保全対策 【施策の内容】 水産生物の良好な生息生育の場であるのみならず、水質浄化機能を有する藻場・干潟等の保全・創造を強力に推進。 漁業者や地域の住民等が行う、藻場・干潟等の機能の維持・回復に資する保全活動を支援する。	水産庁 計画課	目標・計画とも適合	適合
	⑤ 資源管理・回復の着実な実施 【国県番号2-8の実施計画について】 資源評価対象魚種のうち資源水準が高位又は中位にある魚種の比率を過去直近5年間の平均値より増大することを目標とする。	○合理的資源管理推進事業、資源管理指針等推進事業、資源管理体制推進事業を実施する。 【施策の内容】 我が国周辺水域における水産資源の管理・回復を推進する観点から、TAC（漁獲可能量）・TAE（漁獲努力量可能量）の適切な管理等を実施するとともに、資源管理・漁業経営安定対策の下、資源管理指針・資源管理計画体制の構築を図る。	水産庁 管理課	目標・計画とも適合	適合
		○我が国周辺水域資源調査等を実施する。 【施策の内容】 我が国周辺水域における主要な水産資源の動向を的確に把握するため資源調査の充実を図り、海洋環境等の変動要因を考慮したより精度の高い資源評価を行うとともに、漁船を活用した資源情報の収集等を実施し、科学的知見に基づく適切な資源管理・回復及び持続的利用にむけた取組を推進。	水産庁 漁場資源課	目標・計画とも適合	適合
		○国際資源調査等を実施する。 【施策の内容】 国際的な資源管理体制の確立に積極的に貢献するため、公海及び外国排他的経済水域において漁獲される国際漁業資源について、科学的知見に基づく適切な資源管理を実施するために必要な資源調査等を実施する。	水産庁 漁場資源課	目標・計画とも適合	適合
	⑥ 遺伝子組換え農作物等の使用等の規制による生物多様性の確保 遺伝子組換え農作物等による生物多様性への悪影響を防止するため、その使用等の規制を的確に実施する。	○遺伝子組換え農作物等の使用等の承認及び取締を実施する。 【施策の内容】 遺伝子組換え農作物等の栽培等による野生動植物への悪影響を防止するため、遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律に基づき、生物多様性影響評価を実施してその使用等の承認をするほか、未承認の遺伝子組換え農作物等を検出するための検査を実施。	消費・安全局 農産安全管理課	目標・計画とも適合	適合
		○遺伝子組換え農作物実態調査を実施する。 【施策の内容】 遺伝子組換え農作物の生産・流通の実態を適切に把握するため、輸入港やその周辺の幹線道路におけるこぼれ落ちや生育等の実態調査を実施する。	消費・安全局 農産安全管理課	目標・計画とも適合	適合
		○遺伝子組換え生物の生物多様性影響評価手法の確立及び遺伝子組換え作物の区分管理技術を開発する。 【施策の内容】 近年、海外で開発が進められており、将来日本への輸入も想定される新しいタイプの遺伝子組換え生物に関する科学的知見を集積し、生物多様性影響評価手法を確立する。また、遺伝子組換え作物の高精度かつ定量的な検知技術を開発するとともに、遺伝子組換え作物と一般作物との区分管理技術、交雑リスクを低減させる栽培技術等の開発を行う。	農林水産技術会議事務局 研究開発官（食の安全、基礎・基盤）室	目標・計画とも適合	適合

環境目的	環境目標	実施計画	課	監視・測定 結果	達成の評価
【試験研究・技術開発】	【環境保全を重視する農林水産業のための技術開発】 環境負荷の低減に資する次のような農林水産技術の開発を推進する。 ・土壌・養分管理技術の高度化 ・病害虫・雑草・野生鳥獣等の総合的管理技術 ・環境負荷物質の動態解明と制御技術 ・より高度な病害虫抵抗性品種の育成等 また、遺伝子組換え体の環境に対する安全性評価手法の開発を推進する。 ○地域内資源を循環利用する省資源型農業確立のための研究開発 ・稲型農業のための有機資材とその利用技術の開発 ・施肥削減に向けた生産技術体系の開発 ・有機農業の生産技術体系の確立 ・土壌病害虫診断技術等の開発 ・低投入型農業のための生物農薬等新資材及びその利用技術の開発 ・農業環境における物質循環促進のための微生物による処理技術の開発 ○農業に有用な生物多様性の指標及び評価手法を開発する。	○地域内資源を循環利用する省資源型農業確立のための研究開発を推進する。 【施策の内容】 有機資源を効果的に活用し、化学肥料の投入量を削減する技術体系、有機農業の安定生産の技術体系を提示し、地域内資源を最大限活用する省資源型農業技術の確立を目指す。また、化学農薬等石油由来資材の低減のため、土壌診断・抑制技術を開発し、有用微生物を利用する技術の開発を行う。	農林水産技術会議事務局 研究統括官（食料戦略、除染）室 研究開発官（環境）室	目標・計画とも適合	適合
		○レギュラトリーサイエンス新技術開発事業（ハクサイ土壌病害虫の総合的病害虫管理（IPM）体系に向けた技術開発） 【実施する施策】 ・畑作土壌における病害虫発生状況調査 ・病害虫不活性化作用を有する菌の検索・特定及びその効果の測定 【施策の内容】 土壌病害虫の生息様相をDNAを利用して分析する手法（PCR-DGGE法）により、土壌病害虫生息様相と農作物被害発生との関係を解明し、生息様相に応じた土壌消毒の要否を判断できる技術を開発する。これにより、園芸作物において必須条件となっていた土壌消毒を病害虫の発生状況に応じて実施する防除体系（土壌病害虫IPM防除体系）として技術確立を図る。	消費・安全局 植物防疫課	目標・計画とも適合	適合
		○土着天敵を有効活用した害虫防除システムを開発する。 【施策の内容】 温暖化の進行に伴い害虫発生状況が大きく変化することに対応し、土着天敵の機能を最大限発揮させる防除技術の開発・体系化を行い、集落レベルのまとまった農地を単位として効率良く活用するためのシステムを開発する。	農林水産技術会議事務局 研究開発官（環境）室	目標・計画とも適合	適合
		○遺伝子組換え生物の生物多様性影響評価手法の確立及び遺伝子組換え作物の区分管理技術を開発する。 【施策の内容】 近年、海外で開発が進められており、将来日本への輸入も想定される新しいタイプの遺伝子組換え生物に関する科学的知見を集積し、生物多様性影響評価手法を開発する。また、遺伝子組換え作物の高精度かつ定量的な検知技術を開発するとともに、遺伝子組換え作物と一般作物との区分管理技術、交雑リスクを低減させる栽培技術等の開発を行う。	農林水産技術会議事務局 研究開発官（食の安全、基礎・基盤）室	目標・計画とも適合	適合
	【物質循環の促進のための技術開発】 農林水産物の残さ、家畜排せつ物、食品廃棄物等の有機性資源の原材料化、木材の有効利用、バイオマスエネルギー利用技術の開発等の有機性資源循環利用技術の開発を推進する。	○水産業振興型技術開発事業を推進する。 【施策の内容】 水産未利用資源からの機能性成分抽出やプラスチック化などのバイオマスの利活用技術の開発等を実施。	水産庁 研究指導課	目標・計画とも適合（要検討）	適合
	○農山漁村におけるバイオ燃料等生産基地創出のための技術開発。 【施策の内容】 エネルギー生産への農山漁村の資源の活用を促進するため、稲わらや資源作物等の草本を対象として、稲わらの収集・貯蔵技術の体系化、エタノール製造に適した、高収量の資源作物等の作出、栽培や収集技術、複数の資源作物を効率的に燃料化する汎用性の高い前処理技術等の開発、林地残材を原料として、林内で利用可能なバイオ燃料を製造する液化・改質システムの開発、木質リグニンの用途拡大のためのコンクリート混和剤や炭素繊維などの材料の低コスト製造技術の開発、微生物産物からの低コストな石油代替燃料の製造技術の開発と、搾油後の搾体残さを飼料、肥料として利用する技術の開発等を実施。	農林水産技術会議事務局 研究開発官（環境）室	目標・計画とも適合	適合	
	○森林・林業基本計画及び京都議定書目標達成計画に基づき、木材の有効利用のための技術開発を推進する。 【実施する施策】 地域材供給倍増事業 【施策の内容】 地域材の新たな利用の拡大に向け、公共建築物等の木造化や木質化を推進するため、地域材を利用したモデル製品の技術開発・普及等に対して支援。	林野庁 木材産業課 木材利用課	目標・計画とも適合（要検討）	適合	
【地球環境問題等への対応】 農林水産由来の温暖化ガスの発生抑制等生態系や地球環境に及ぼす影響の低減技術の開発、地球規模の環境変動が農林水産業に及ぼす影響の評価・解明と対策技術の開発を推進する。	○農林水産分野における地球温暖化対策のための緩和及び適応技術の開発を行う。 【施策の内容】 農林水産分野における温室効果ガスの発生・吸収メカニズムの解明を行うとともに、温室効果ガスの排出を削減させる技術、森林や農地土壌などの吸収機能を向上させる技術、アジア地域の熱帯林の森林減少・劣化対策支援システムの開発を行う。また、農林水産分野における温室効果ガスのモニタリングを行うとともに、最新の気候変動モデルを用いた精度の高い収量・品質予測モデル、水資源予測モデルを開発し、影響評価を行う。さらに、影響評価に基づき、温暖化の進行に適應した生産安定技術及び高温や乾燥等に適應する品種の開発を行う。	農林水産技術会議事務局 研究開発官（環境）室	目標・計画とも適合	適合	

環境目的	環境目標	実施計画	課	監視・測定 結果	達成の評価
【環境教育・食育の推進】	【環境教育・食育の推進】 農林水産物などの素材、「田んぼ」、水路などの水辺環境や森林・海辺を遊びや学びの場として活用した環境教育や、食育を推進するため、人づくりや地域における学習活動を促進する。	○第2次食育推進基本計画に基づき、食育を推進する。 【実施する施策】 ・食育実践活動推進事業 ・消費・安全対策交付金 【施策の内容】 健全な食生活を送るために必要な知識を普及し、実践に結びつける広域的、先進的な活動を支援。 また、地域の実情に応じた食育の実践を推進するため、都道府県を通じ、地域の食育活動を支援。	消費・安全局 消費者情報官	目標・計画とも適合(要検討)	適合
		○森林・林業基本計画及び京都府認定書目標達成計画に基づき、木材を活用した環境教育を推進する。 【実施する施策】 木材利用に関する教育活動(木育)の推進(地域材供給増進事業) 【施策の内容】 地球温暖化防止に向けた木材利用推進の意義を普及するための活動を実施。	林野庁 木材利用課	目標・計画とも適合	適合
		○森林環境教育を推進する。 【実施する施策(計画等)】 ・森林の多様な利用・緑化の推進(森林・林業・木材産業づくり交付金)(森林・林業基本計画及び京都府認定書目標達成計画) ・日本を森林で元気にする国民運動総合対策(森林・林業基本計画及び京都府認定書目標達成計画) ・「緑の雇用」現場技能者育成対策事業(森林・林業基本計画) 【施策の内容】 森林環境教育活動の拡大と内容の充実を図るため、森林体験活動や林業体験学習の場となる森林・施設の整備を実施。 緑化行事の開催、企業やNPO等の森林整備・保全活動のサポート体制の整備等を通じて「国民参加の森林づくり」を推進。	林野庁 計画課 研究・保全課	目標・計画とも適合	適合
		○海辺体験活動等の環境教育を推進する。 【実施する施策】 ・農山漁村活性化プロジェクト支援交付金 ・漁港環境整備事業(漁港環境整備長期計画) ・海浜環境整備事業(社会資本整備重点計画) 【施策の内容】 子供たちの漁業体験活動等を行う場として、体験交流施設等の整備を実施。	水産庁 計画課 防災漁村課 農村振興局 農村整備官	目標・計画とも適合 目標・計画とも適合	適合
【事業実施段階等における環境保全・環境配慮の取組の推進】	【農林水産公共事業】 ①農業農村整備事業の事業実施段階等において環境との調和に配慮した取組を実施する。	○「環境との調和への配慮」を評価項目の一つとしている事業評価を引き続き適切に実施する。	農村振興局 水資源課 農地資源課 防災課	目標・計画とも適合	適合
	②海岸事業の事業実施段階等において環境との調和に配慮した取組を実施する。	○「環境との調和への配慮」を評価項目の一つとしている事業評価を引き続き適切に実施する。	農村振興局 防災課	目標・計画とも適合	適合
	③治山事業・森林整備事業の事業実施段階等において環境保全・環境配慮の取組を実施する。	○「自然環境、景観との調和」を評価項目の一つとしている事業評価を引き続き適切に実施する。	林野庁 計画課 整備課 治山課 業務課	目標・計画とも適合	適合
	④水産関係公共事業の事業実施段階等において環境保全・環境配慮の取組を実施する。	○環境への配慮等を評価項目の一つとしている事業評価を引き続き適切に実施する。また、「水産基盤整備事業における環境配慮ガイドブック」(H15.3)、「施工環境マニュアル」(H17.6)により、調査、計画、実施の各段階での環境配慮の取組を推進する。	水産庁 計画課 整備課 防災漁村課	目標・計画とも適合	適合
	【その他の事業】 ①強い農業づくり交付金(産地競争力の強化)について、事業の実施にあたり、環境配慮の取組の促進を図る。	○「農業環境規範のクロス・コンプライアンス」を導入する。(事業実施主体は、事業実施状況報告の報告期間中に1回以上、整備した施設等を利用する生産者から点検シートの提出を受ける。)	生産局 総務課生産推進室 (農業環境対策課)	目標・計画とも適合	適合
	②特定地域経営支援対策事業について、事業の実施にあたり、環境と調和のとれた農業生産活動の促進を図る。	○「農業環境規範のクロス・コンプライアンス」を導入する。(事業実施主体は、事業実施状況報告の報告期間中に1回以上、整備した施設等を利用する生産者から点検シートの提出を受ける。)	経営局 就農・女性課	目標・計画とも適合	適合